

保護者の皆様へ

神戸市

放課後児童クラブ（学童保育）における登所の取り扱いについて

日頃より本市行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行することを踏まえ、令和5年5月8日以降の本市における対応を、下記の通りといたします。

保護者の皆様には何卒ご理解の程宜しくお願いいたします。

記

●新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1. 新型コロナウイルス感染症と診断されたら、登所されている施設へご連絡ください。
2. 新型コロナウイルス感染症の場合、以下の条件を満たさなければ登所できません。
・**発症した後、5日経過し、かつ、症状軽快から1日経過**している。

(例)

		発症後、最低5日間は登所できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○		○	1日目				登所可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○							○	1日目	登所可能
		症状が軽快になった後、1日を過ぎるまでは登所できません							

●濃厚接触者の場合

濃厚接触者となった児童は、これまで「陽性者と最後に接触があった日の翌日から5日間」は登所不可でしたが、令和5年5月8日以降は**登所可能**となります。

ただし、体調には十分に注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合には無理をせず、休養してください。

●その他留意事項

陽性者発生等により施設を閉所した場合等の利用料の半額減免の取り扱いについては、令和5年5月7日付で終了いたします。